

平成20年度 CFP®事例演習と重点ポイント 補足資料

当資料は、CFP®受験対策通信講座をご利用頂いている受講者の皆様向けに作成した資料です。ご使用の「CFP®事例演習と重点ポイント」につき、補足、改訂内容を記載していますのでご確認ください。

ライフプランニング・リタイメントプランニング

該当ページ	改訂内容等													
100 追記	<p><全銀協が盗難通帳の被害救済自主ルールを策定> 全銀協は、預貯金者保護法の保護対象となっていない「盗難通帳」や「インターネット・バンキング」による預貯金等の不正払戻しの被害救済に対する自主ルールを策定し、平成20年2月19日に公表した。</p> <p>盗難通帳やインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しについて、銀行に過失がない場合でも、被害について顧客自身の責任によらずに遭われた被害については補償をおこなうこととし、以下のように預貯金者保護法に準じた取扱いが基本となっている。</p> <table border="1" data-bbox="411 779 1348 969"> <thead> <tr> <th rowspan="2">過失の程度</th> <th colspan="2">全銀協 自主ルール</th> </tr> <tr> <th>盗難通帳</th> <th>インターネット・バンキング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重過失</td> <td>補償なし</td> <td rowspan="2">金融機関が補償割合を判断</td> </tr> <tr> <td>軽過失</td> <td>75%補償</td> </tr> <tr> <td>無過失</td> <td>全額補償</td> <td>全額補償</td> </tr> </tbody> </table> <p>重過失：他人に通帳を渡す 軽過失：印鑑と通帳を同じ引出しに保管、車のダッシュボードなど他人の目につきやすい場所に通帳を放置など。</p>	過失の程度	全銀協 自主ルール		盗難通帳	インターネット・バンキング	重過失	補償なし	金融機関が補償割合を判断	軽過失	75%補償	無過失	全額補償	全額補償
過失の程度	全銀協 自主ルール													
	盗難通帳	インターネット・バンキング												
重過失	補償なし	金融機関が補償割合を判断												
軽過失	75%補償													
無過失	全額補償	全額補償												
その他	<p>(1) 全国健康保険協会の設立 平成20年10月に、全国健康保険協会が新たな保険者として設立され、国から独立した健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険：略称「協会けんぽ」）として発足する。協会けんぽは、都道府県単位で財政運営を行なう方式が採用され、都道府県ごとの医療費を反映した保険料率が設定される。</p> <p>(2) 国民健康保険料（税） 平成20年度の国民健康保険料（税）の限度額は、後期高齢者支援金（12万円限度）を含めて年59万円が限度とされます。 なお、世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満である場合、かつ、世帯主の年金額が18万円以上の場合の国民健康保険料（税）は、原則として年金から特別徴収される。</p>													

以上